

町田市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 (2 0 2 6 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 稲 垣 康 治

町田市印鑑条例の一部を改正する条例

町田市印鑑条例（昭和４９年１２月町田市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（自動交付機による印鑑登録証明書の申請等） 第２０条 第１８条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書（以下これらを「個人番号カード等」という。）</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「認証法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）又は移動端末設備（認証法第１６条の２第１項に規定する移動端末設備であって、認証法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、自動交付機（町田市の機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。）により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 ２ 略	（自動交付機による印鑑登録証明書の申請等） 第２０条 第１８条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード</u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。<u>次条第１項において「番号法」という。</u>）第２条第７項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「認証法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）又は移動端末設備（認証法第１６条の２第１項に規定する移動端末設備であって、認証法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、自動交付機（町田市の機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。）により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 ２ 略

(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の申請等) 第21条 第18条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード等</u>(認証法第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書を記録したものに限る。)を利用して、電子情報処理組織(町田市の機関の使用に係る電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 2 略	(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の申請等) 第21条 第18条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード</u>(<u>番号法第2条第7項に規定する個人番号カードであって、</u>認証法第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書を記録したものに限る。)を利用して、電子情報処理組織(町田市の機関の使用に係る電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 2 略
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。